平成27年3月24日

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会

理事長　　林　清一

『コンプライアンスに関する相談窓口の設置について』

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）では、コンプライアンス委員会を設けコンプライアンスに関する相談窓口を設置しております。皆さんの身の回りで正しくないことが行われていると思われた場合には、コンプライアンス相談窓口へ直接、記名（所属チーム、氏名等）にてご一報ください。でも受け付ける場合もあります。

相談者の氏名などは、本人の了解なく明らかにしません。また、相談を行ったことで相談者に不利益な取り扱いを行うことは禁止しています。ただし、本協会や他人を中傷したり、いたずら目的でコンプライアンス相談窓口に、事実に反することを相談したり、不正に利用することはできません。制度の詳細、相談方法は以下のとおりです。

『コンプライアンス相談窓口制度』

１．制度の目的

　本制度は、本協会所属の役員および指導者等（以下「本協会関係者」という。）、および選手、保護者等（以下「選手等」という。）からの暴力行為やいじめ、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、その他の組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談および通報の適正な処理の仕組みを定め、相互監視による法令違反等の早期発見と速やかな是正を図り、本協会が別途定める『コンプライアンス指針』をした運営と選手等の人権等を図ることを目的とする。

２．コンプライアンス委員会

（１）コンプライアンス委員会を本協会事務局に置く。

（２）コンプライアンス委員会の構成は次のとおりで、委員は本協会規定により総務部会に所属し理事長より委嘱される。

委員長　　　三木慶造（　関東連盟　）

委員　　　　徳山　勉（　関西連盟　）

委員　　　　山田祐爾（　北海道連盟）

委員　　　　佐藤　昇（　東北連盟　）

委員　　　　川上則文（　信越連盟　）

委員　　　　松永壮大（　東海連盟　）

委員　　　　木本繁隆（　九州連盟　）

（３）コンプライアンス委員会は、以下のとおり相談窓口を設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| **団体名** | 所在地・相談窓口担当者 |
| 　連絡先　　　　担当者（コンプライアンス委員） |
| 一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会日本協会関東連盟 | 〒１００－０００５　　　　　　　　　　山下二郎東京都千代田区丸の内１－７－１２　　　北村　寛サピアタワー8階　　　　　　　　　　　（三木慶造）  |
| 電話　　０３－６２６６－９７７８ |
| FAX ０３－３２１１－４４４６ |
| Email　　kitamura@kantoleague.net |
| 　　　　北海道連盟 | 〒００１－００２３　　　　　　　　　　山田祐爾　札幌市北区北２３条西５丁目２－２３　（山田祐爾）フラワービル２階　　　　　　　　　　 |
| 電話　　０１１－７３７－５５８９ |
| Fax　 ０１１－７３７－５７８９ |
| Email　little-senior-hokkaido@outlook.jp |
| 　　　　東北連盟 | 〒９８５－００６５　　　　　　　　　　佐藤　昇塩竈市向ヶ丘２５－３２　　　　　　　（佐藤　昇） |
| 電話　　 ０９０－８９２０－７６７９　　 |
| Fax　　 ０２２－３６４－０４２５ |
| Email　mail@littlesenior-tohoku.jp |
| 　　　　信越連盟 | 〒３９９－８２０５　　　　　　　　　　川上則文長野県安曇野市豊科４９１８－１８　　（川上則文） |
| 電話　　０９０－８７７３－６７７０ |
| Fax　　　０２６３－７２－８５３５  |
| Email　info@littlesenior-shin-etsu.jp |
| 　　　　東海連盟 | 〒５０３－１２７２　　　　　　　　　　松永壮大岐阜県養老郡養老町大場８８８-１０　　（松永壮大） |
| 電話　　 ０９０－６８０６－２２１１ |
| Fax　　　 ０５８４－３５－１３８２ |
| Email　matsunaga-shouta@ccnet.ne.jp |
| 　　　　関西連盟 | 〒５３０－００４３　　　　　　　　　　徳山　勉大阪市北区天満１－１６－８　　　　　（徳山　勉） |
| 電話　　０６－６３５４－００７１ |
| Fax　　０６－６３５４－００７２ |
| Email jlsba\_kansai@abelia.ocn.ne.jp |
| 　　　　九州連盟 | 〒８７０－０９１５　　　　　　　　　　木本繁隆大分市花高松１－３―３３　　　　　　（木本繁隆）ドゥベール花高松４０２ |
| 電話　　０９０－３１９２－９４９４ |
| Fax　　０９７－５５６－６７６６ |
| Email　ls.kyusyu@aroma.ocn.ne.jp |

（４）コンプライアンス委員会の役割

①　情報の収集・整理、各連盟への助言

　　　　　　コンプライアンス委員会は、各連盟の相談窓口に寄せられた相談等の報告書

を収集・整理し、各連盟から是正措置、再発防止措置および処分等に対する

相談があった場合は、前例等により適切な助言を与える。

②　コンプライアンス相談窓口制度の統括

　３．相談窓口の利用方法

（１）相談等の方法

* 1. 相談窓口の利用は、電話、FAX、電子メールまたは郵送による。
	2. 電話、FAX、電子メール等の連絡先は、本協会、各連盟のHPに掲載する。
	3. 相談等は、でも記名でも行える。ただし、匿名の場合には、被害者か目撃者かの区分、連絡先（電話番号やEメールアドレス等）と連絡等に用いる仮称（「相談者A」）を明らかにしなければならない。
	4. 相談窓口担当者（以下「担当者」という。）は、匿名で通報等が行われた場合、前項ただし書きの、通報者連絡先が明らかにされていないこと或いは、匿名であるため、本規定に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げることが著しく困難な場合には、後記第４項、第５項に定める事項は実施できないものとして、その旨匿名通報者に伝える。

（２）相談者

　　　　相談窓口の利用者は、不正行為等を受けた或いは、目撃した本協会関係者および

　　　選手等とする。

（３）不正な相談の禁止

　　　　相談者は、の通報や、他人をする相談、その他の不正目的の相談

を行ってはならず、そのような通報や相談を行った者に対し、本協会および各連盟

は相当な処分を課すことができる。

４．調査

（１）調査担当部門

担当者は、各連盟の調査部門および役員等（以下「調査担当部門」という。）に、

　　　相談された事項に関する事実関係の調査を依頼する。

（２）協力の義務

　　　　相談等の対象とされた個人やチーム等は、相談等をされた内容の事実関係の調査

に際して、調査担当部門の調査に協力しなければならない。

（３）相談者等の保護

①　担当者、および調査担当部門は、相談者が相談等をしたことを理由として、

不利益な取り扱いを受けないよう本協会関係者を指導する。

②　本協会または各連盟は、相談者に対して不利益な取り扱いや嫌がらせ等を行

った本協会関係者に対して、相当な処分を課すことができる。

　（４）個人情報の保護

　　　　　担当者および調査担当部門は、相談された内容および調査で得られた個人情報

について、本協会が別途定める「個人情報の保護方針」に準じて取り扱う。

５．是正措置、処分

（１）是正措置、処分および報告

①　調査担当部門の調査により不正行為が明らかになった場合には、各連盟は速

　　やかに相当な是正措置および再発防止措置を講じる。

②　当該不正行為に関与した本協会関係者に対し各連盟は、本協会規定第9条に従

って相当な処分を課すことができる。各連盟で対処できない場合は、同9条第

2項に従って本協会が理事会の決議により処分を行うことができる。

③　相談窓口に不正行為等について相談があった場合、担当者は、その後の経緯

　　を含めて全ての内容をコンプライアンス委員会に報告しなければならない。

（２）相談者への通知

　　　　担当者は、相談者に対して、調査結果および是正結果等について、被通報者（そ

　　　の者が不正行為等を行った、行っているまたは行おうとしていると通報された者を

　　　いう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

　以上